独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第二十五条関係)独立行政法人農業者年金基金法案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

			T	1	1	메	
(略)		農水産業協同組合貯金保険機構	年金資金運用基金	(略)	名称	別表第一(第二条関係)	改正
(略)		号)(昭和四十八年法律第五十三農水産業協同組合貯金保険法	二年法律第十九号)年金資金運用基金法(平成十	(略)	根拠法		案
			ı	T	T	. 別	
(略)	農水産業協同組合貯金保険機構	農業者年金基金	年金資金運用基金	(略)	名称	別表第一(第二条関係)	現
(略)	号)(昭和四十八年法律第五十三(昭和四十八年法律第五十三	五年法律第七十八号)	二年法律第十九号) 年金資金運用基金法 (平成十	(略)	根拠法		行

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

号)(附則第二十六条関係)

	1
$\bigcirc$	
傍線部	
分は	
改正部	
分)	

		農水産業協同	年金資金運用基金			別表 ( 第二条関係 )	
(略)		農水産業協同組合貯金保険機構	凡基金	(略)	名称	係)	改正
(略)	H.)	6、(昭和四十八年法律第五十三人 昭和四十八年法律第五十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	二年法律第十九号)	(略)	根拠法		案
(略)	農水産業協同組合貯金保険機構	農業者年金基金	年金資金運用基金	(略)	名称	別表(第二条関係)	現
(略)	号)(昭和四十八年法律第五十三(昭和四十八年法律第五十三	五年法律第七十八号) 農業者年金基金法 (昭和四十	二年法律第十九号)	(略)	根拠法		行